

認知症になっても 働き続けることができます

上司や同僚に「認知症」に対する認識が共有され、発症後に配置転換によって就労継続することができた事例

一年くらい前から業務上の失敗が続き、「陰口を言われている様を感じる」とふさぎ込む状態が続き、家族はうつかもしれないと心配していました。

徐々に会議の日程を忘れるなど仕事に支障がでて、産業医の紹介をもとに精神科を受診し、精密検査の結果、「若年性認知症」と診断されました。これを受け、上司は本人ができる範囲の作業へと業務内容を変更し、配置転換を行いました。そのことによって、就労を継続することができました。

* 早期発見・早期受診や補助者を配置する等の周囲の支援があることで、就労期間が長くなります。

若年性認知症の方は、障がいの程度にもよりますが「精神障がい者保健福祉手帳」を取得できる場合があります。

各事業主は「精神障がい者保健福祉手帳」を取得された方を雇用することで、「障がい者雇用率制度」の対象となり、企業等の実雇用率の算定時には障がい者数に算入することができます。「障がい者雇用納付金制度」の対象として雇用率の達成に応じて雇用調整金や報奨金の支給が受けられる場合があります。

「障がい者雇用率制度」や「障がい者雇用納付金制度」の適用に当たっては、各事業主において、障がい者である労働者の人数、障がい種別、障がい程度等を把握・確認していただく必要がありますが、これらの情報については、個人情報保護法

をはじめとする法令等に十分留意しながら、適正に取り扱っていただかなければなりません。

特に在職している精神障がい者の把握・確認の際は、プライバシーへの配慮が求められます。このため、障がい者本人の意に反した制度の適用等が行われないよう、「プライバシーに配慮した障がい者の把握・確認ガイドライン」が策定されています。

企業等のみなさまにおかれましては、このガイドラインにより、障がい者の適正な把握・確認に努めていただくよう、お願いいたします。

認知症を理解する “認知症サポーター養成講座”

CSR(社会貢献)の一環として多くの企業等で認知症サポーター養成講座が実施されています。

若年性認知症の早期発見のためには、一日の大半を過ごす企業等のみなさまのご理解とご支援が必要となります。そのために、認知症に対する正しい知識を学ぶ機会として「認知症サポーター養成講座」を社内で開催してはいかがでしょうか。

《認知症サポーター養成講座》

内容：認知症の正しい知識、対応方法、予防など
時間：約90分

講師の派遣を希望される場合は、大阪府福祉部高齢介護室介護支援課または府内市町村の高齢者福祉担当課へご相談ください。

詳しくは府HP

大阪府 認知症サポーター養成講座

検索



認知症サポーター養成講座
講座受講の証オレンジリング

眠れない

気分が落ち込む

かもしれませんか！

若年性認知症

もしかして

やる気が出ない

体がだるい



大阪府広報担当副知事もずやんと家族

大阪府

認知症は 高齢者だけの病気ではありません

認知症とは、いったん獲得された認知機能(記憶、言語、学習、判断力など)が持続的に低下し生活に支障をきたす状態をいいます。

気分の落ち込み、やる気が出ない、眠れない、体がだるいなど、うつ病の初期症状に似ていたり、今までできていたことに時間がかかるようになります。

体調、環境、人間関係等の要因が絡み合い、日常生活に支障をきたします。

しかし、健康的な部分も残っていますので、まわりの人の助けがあれば能力を発揮することもでき、配置転換や仕事内容を変更することで働き続けられる場合もあります。

一般的に高齢者の方に多い症状ですが、65歳未満の方が発症した場合を「若年性認知症」といいます。

早期発見・早期受診が大切です

本人が自分の変化に自覚があっても、専門医療機関への受診に躊躇する場合があります。

また、家族も本人の変化に気づいていながら、「認知症であるはずがない」等、認めたくない気持ちになることもあります。

ご自身や周囲の人で気になることがある場合には専門医療機関を受診するようにすれば、認知症の早期発見につながり、治療によって症状の進行を遅らせることができます。まずはかかりつけ医や職場の産業医に相談してみましよう。

若年性認知症の早期発見のためには、「現役世代」が多く時間を費やす企業や団体のみなさまのご理解とご支援が必要です。



若年性認知症チェックリスト

若年性認知症の発症初期には「もの忘れ」がほとんど目立たない場合があります。

【仕事や生活場面の変化】

- スケジュール管理が適切にできない
- 仕事でミスが目立つ
- 複数の作業を同時並行で行えない
- 段取りが悪くなり、作業効率が低下する
- 取引先との書類を忘れる等、もの忘れに起因するトラブルが増える
- 物を探していることが多くなる
- 降りる駅を間違える
- 服の組み合わせがおかしくなる
- 家族との会話の中の意味を取り違えて険悪になる
- お金を無計画に使うようになる

【うつや体調不良ととられがちな症状】

- 夜眠れない
- やる気が出ない
- 自信がない
- 運転が慎重になった
- 趣味への関心がうすれた
- 頭痛、耳鳴り、めまい
- イライラする
- 考えがまとまらない



〒540-8570
大阪府中央区大手前三丁目2番12号
大阪府福祉部 高齢介護室 介護支援課
TEL: 06-6944-7098
FAX: 06-6941-0513
メールアドレス
S106900G06@gbox.pref.osaka.lg.jp

認知症かもしれないと思った時の相談先

《医療機関》

「若年性認知症かな？」と思ったり、気になる方は、かかりつけ医など身近な医療機関にご相談ください。⇒病状に応じ必要な専門医療機関につなぎます。職場に産業医がいる場合は、相談することもできます。

《認知症疾患医療センター》

認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、心理・行動症状への対応についての相談を行う専門医療機関です。(府内14か所の病院に設置)

詳しくは府HP

大阪府 認知症疾患医療センター

検索

《地域包括支援センター》

認知症で困ったことや心配なことがあるときは、お住まいの市町村の「地域包括支援センター」に相談しましょう。

詳しくは府HP

大阪府 地域包括支援センター

検索

《若年性認知症支援コーディネーター》

専門の若年性認知症支援コーディネーターが、ご本人やご家族からのご相談に対応します。

また、専門機関(地域包括支援センターや医療機関等の支援機関)からの相談については、相互に連携し、必要な助言を行います。お気軽にご相談ください。

詳しくは府HP

大阪府 若年性認知症支援コーディネーター

検索